

町立小学校保護者の皆様

石井町教育委員会  
教育長 武知 光子  
(公印省略)

町立小学校の臨時休校の延長について（お知らせ）

日頃は、本町教育行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。  
新型コロナ特措法に基づく緊急事態が4月16日に全国に宣言され、ますます感染に対する危機感が高まっています。今後ゴールデンウィークを迎えるにあたり、大きな感染の広がりを懸念しています。そこで「学校でのクラスターを発生させない」方針のもと、連休明けの5月7日（木）から5月20日（水）まで石井町独自に臨時休校を延長します。お子さんの生命を守ることを最優先とし、次による対応とさせていただきます。皆様方のご理解ご協力をお願いします。

1. 臨時休校期間について

- ①5月7日（木）から5月20日（水）までの間を臨時休校とします。  
（県が5月末まで休校を延長した場合や、県内で感染拡大の兆しが見えた時には5月末まで休校を延期する場合があります）
- ②臨時休校中、児童は原則自宅待機とし、不要な外出や友達同士で遊びに行くことなどはお控え下さい。
- ③登校日は設けません。

2. 休校中の自主登校について

保護者・家族不在等により、どうしても児童の自宅待機が困難な場合に限り、下記の条件により自主登校することを可能とします。

- ①対象児童
  - ・1年生～6年生の児童  
（1年生は、学童での保育から、自主登校に変更となります。）
- ②留意事項
  - ・どうしても児童の自宅待機が困難で、自主登校を希望される場合は、5月1日までに各学校に改めてご連絡ください。
  - ・受入時間8：00～15：00（平日のみ。但し学校が指定する日を除く）
  - ・登校班はありません。・お弁当が必要です。・授業は行いません（自習）。
  - ・微熱や少しでも風邪の症状がみられる場合は、自主登校しないで下さい。
  - ・自主登校後に上記の症状がみられた場合は、保護者にお迎えを依頼します。
  - ・町内の幼稚園・小中学校等において感染者を確認した場合は、自主登校の受け入れを中止します。

**\*感染のリスクを避けるためには、自宅待機が望ましいことから、保護者の方には今一度仕事のやりくり等ご努力をいただき、どうしても自主登校の手段しかないか再考をお願いします。**

3. 学童保育等について（石井小の放課後こども教室は休止します）

- ・自主登校終了後15：00から受け入れします。
  - ・1年生～6年生の通年利用の方（令和2年3月末までに申込みされている方）のみとなります。
- \*町内の幼稚園・小中学校等において感染者を確認した場合は、幼稚園休園（預かり保育も休止）、学童保育も休止とします。**